

鳥取県告示第四百二十号
計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき倉吉市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百十三条第一項の規定により告示する。

昭和四十一年八月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

検査日	検査時間	検査場所
九月十二日	午前十時から午後四時まで	倉吉福祉会館
〃 十三日	〃	〃
〃 十四日	〃	倉吉市役所
〃 十五日	〃	〃
〃 十六日	〃	計量器所在場所
〃 十九日	午前十時から午後三時まで	倉吉市役所

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日の翌日)

41.8.13

鳥取県公報

自 次

示 肥料取締法第十三条の規定に基づく変更の届出解除予定の保安林にする旨の通知

〇公安告示 道路交通法による騒音の実施

告 示

鳥取県告示第四百二十四号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）第十三条の規定に基づき、次のとおり変更の届出があつたので、同法第十六条第二項の規定により告示する。

昭和四十一年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料名称	変更に係る事項	変更前	変更後
鳥取県第二五八号	七〇魚かす粉末	生産業者の名称	鳥取県経済事業農業協同組合連合会	鳥取県経済事業農業協同組合連合会

鳥取県告示第四百二十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
昭和四十一年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字諸鹿字沢川、大字若荷谷字浦山（以上二字国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百二十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
昭和四十一年八月十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字八河谷字鳴滝山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養
 解除の理由
 林道敷地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第一百四十四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年八月十二日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住、辰 蔵

一 聴聞の期日及び場所

昭和四十一年八月二十九日 午前十時から

鳥取市東町 鳥取県警察本内(県庁七階)

鳥取県公安委員会委員室

二 聴聞当事者の住所及び氏名

- 1 鳥取市湯所町一丁目二三四 加須屋 啓 朗
- 2 鳥取市立川町五丁目二〇、二一、二二 長 見 久 夫
- 3 鳥取市西品治町六五三 田 中 猛 彦
- 4 鳥取市西品治町三五六の八 本 田 二 郎
- 5 鳥取市薬師町二七 今 村 寛 和
- 6 鳥取市朝月六五 森 本 安 俊
- 7 鳥取市高路四八四 谷 口 茂 行

- 8 鳥取市賀露町一七〇三の一 袖 上 勝 行
- 9 八頭郡郡家町大字西御門三八 平 木 和 文
- 10 八頭郡河原町大字中井一〇三の四 田 中 勝 美
- 11 八頭郡河原町大字佐貫三八六 中 村 勝 美
- 12 八頭郡八東町大字新興寺五三二 藤 田 栄 喜
- 13 八頭郡八東町大字南二七六 角 脇 嘉 弘
- 14 八頭郡智頭町大字市の瀬一三六五 平 尾 末 吉
- 15 八頭郡用瀬町大字赤波五五二 本 部 隆 吉
- 16 気高郡気高町大字下光元四八一 松 上 祐 章
- 17 気高郡鹿野町大字鹿野一〇五九の二 小 田 紀 美 夫
- 18 気高郡青谷町大字青谷四〇二六 金 崎 雅 武
- 19 気高郡青谷町大字青谷三八五八 広 沢 雅 美
- 20 倉吉市伊木七六 音 田 長 穂
- 21 倉吉市広瀬町一九九三 岡 野 孝 義
- 22 倉吉市国府四一九 渡 辺 篤 宗
- 23 倉吉市河来見二八八 河 本 信 義
- 24 倉吉市下古川二二四 木 天 富 治
- 25 倉吉市中河原三五五の一 森 本 嘉 雄
- 26 東伯郡東郷町松崎一区 町営住宅 柳 川 文 雄
- 27 東伯郡三朝町大字三朝九〇一の五 吉 田 綱 司
- 28 東伯郡羽合町大字長瀬一〇六二 新 田 幸 次
- 29 東伯郡北条町大字下神六〇三 本 信 英 一
- 30 東伯郡関金町大字山口七三八 西 田 隆 一

昭和四十一年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
(当日の休日は、前日の発行)

次

目次
 昭和四十一年度狩猟者講習会の実施
 昭和四十一年度鳥取県職員採用初級試験の実施
 昭和四十一年度鳥取県告示第三十号の告示

公 告

3 開催日程

経験者課程

日	時	講 習 会 場	受 講 対 象 者
9月10日(土)	9時から	米子市米子地方農林振興委員会講堂	西伯郡岸本町、伯仙町、日吉津村、湯江町、大山町、名和町、中山町に住所を有する者
〃 11日(日)	〃	〃	米子市、境港市、西伯郡金見町、西伯町に住所を有する者
〃 12日(月)	〃	日野郡日野町振興会 講 堂	日野郡に住所を有する者
〃 20日(火)	〃	八頭郡郡家町郡家八頭地方農林振興委員会講堂	河原町を除く八頭郡内に住所を有する者
〃 25日(日)	〃	倉吉市神ノ町倉吉小学校 講 堂	倉吉市、東伯郡治村、東郷町、三朝町、門谷町、北条町、羽合町に住所を有する者
〃 26日(月)	〃	東伯郡東伯町安浦 公 館	東伯郡東伯町、大栄町、赤穂町に住所を有する者
10月1日(土)	〃	鳥取市東町鳥取県庁 講 堂	岩美郡、気高郡、八頭郡河原町に住所を有する者

昭和41年度狩猟者講習会を次のとおり実施する。

昭和41年8月16日

鳥取県知事 石 坂 二 郎

1 受講対象者
 鳥取県内に住所を有する者で、狩猟免許を受けようとするもの。ただし、昭和39年度又は昭和40年度の狩猟者講習会の受講者で、狩猟者講習終了証明書を有するものは除く。

2 開催の方法

経験者課程(本年度受けようとする狩猟免許と同種の免許を昭和38年度から昭和40年度まで連続して受けている者)と初心者課程(狩猟者課程以外の者)に分けて行なう。